

第1章

長期総合計画の 基本的考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の背景
- 3 人口
- 4 財政収支推計
- 5 計画の性格
- 6 計画の期間
- 7 計画の構成
- 8 計画の推進にあたって



1

計画策定の目的

区は、平成16年10月に、区政運営の最高指針として「台東区基本構想」を策定しました。策定から10年以上が経過し、当時16万8,000人だった人口が19万人を超えるなど、台東区を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、安全で暮らしやすいまちづくりや、待機児童数の増加など、区政の課題は山積しています。こうした多様化・複雑化する行政課題に対応し、台東区が活力ある都市として、更なる成長と発展を遂げていくため、平成30年10月、新たな基本構想を策定しました。

そこで、新たな基本構想に掲げる区の将来像である「世界に輝く ひとまち たいとう」を実現するため、現行の長期総合計画（計画期間：平成27年度～平成36年度（2024年度））に替わる、新たな長期総合計画を策定いたしました。



(1) 少子高齢化、人口動向への対応

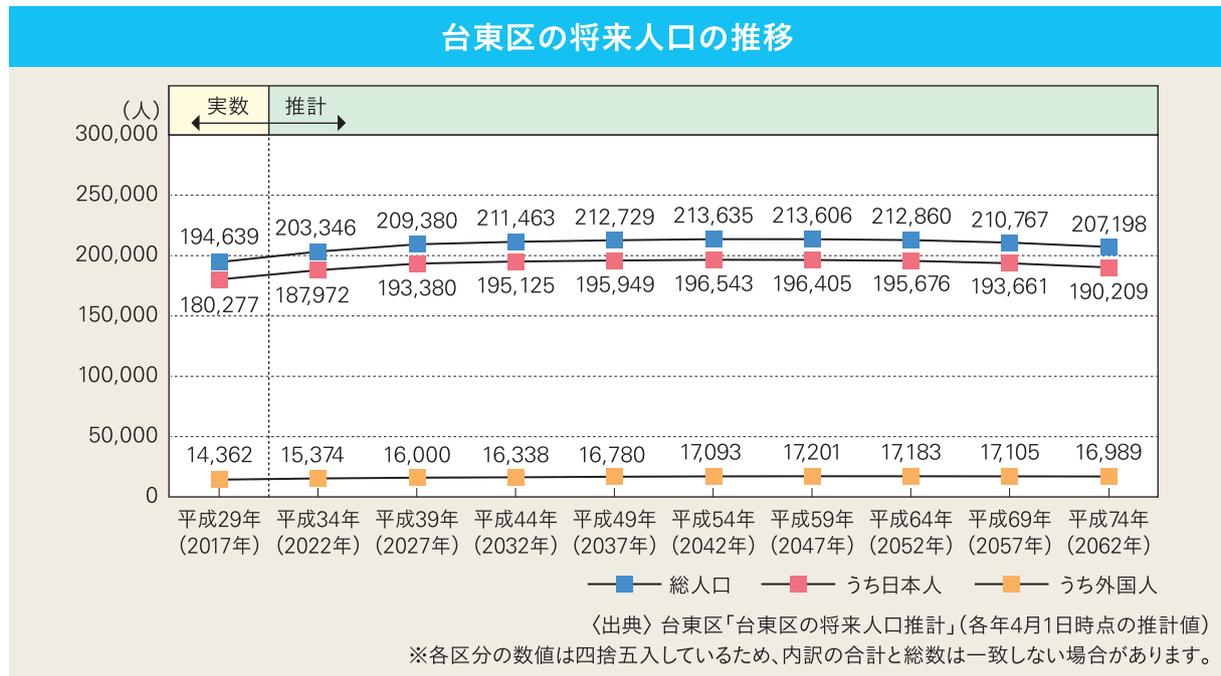
日本の総人口が平成20年をピークとして減少傾向にある中、国立社会保障・人口問題研究所が平成29年4月に発表した日本の将来人口推計（出生中位・死亡中位推計）によると、平成27年時点で1億2,709万人だった総人口は、引き続き減少が続き、平成65年（2053年）には1億人を割るとの推計結果が示されています。また、年少人口（0～14歳）は今後も減少を続け、平成43年（2031年）には、総人口の11%になるとされています。老年人口（65歳以上）は増加を続け、平成48年（2036年）には、総人口の33.3%を占め、国民の3人に1人が高齢者になるなど、少子高齢化が確実に進行すると推計されています。

一方で、台東区の人口は平成7年の国勢調査以来一貫して増加しており、年少人口も増加傾向を維持しています。平成29年度に実施した「台東区の将来人口推計」では、台東区の人口は、平成54年（2042年）に21万3,600人となるまで増加を続け、以降は逡減していくという推計結果が出ています。また、年齢階層別人口の推移を見ると、年少人口は、平成39年（2027年）まで増加し、その後一貫して減少を続け、老年人口は同時期より増加に転じる見込みとなっています。人口に占める割合についても、年少人口の比率は平成39年（2027年）より低下を続け、平成44年（2032年）には人口の9.6%と、国の数値よりも低い水準となる見込みです。また、老年人口の比率は同時期より上昇を続け、平成54年（2042年）には25.9%となり、区民の4人に1人が高齢者になると推計されています。このように、台東区における総人口は、当面増加が続くものの、少子高齢化は緩やかに進行すると見込まれます。

わが国では、少子高齢化が進行し、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした状況を踏まえ、国は、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会に向けた取り組みを進めています。さらに、次代の社会を担う子供一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備を推進しています。

区においては、これまでも地域包括ケアシステムの構築や医療・介護の連携、待機児童対策をはじめとする子育て支援サービスの充実などに取り組んできました。今後は、緩やかに進行する少子高齢化を見据え、誰もが、住み慣れた地域で互いに支え合

いながら安心して暮らしていけるよう、高齢者や障害者などが抱える様々な課題に対応できる相談支援体制を構築するとともに、安心して子供を生み育てることができる環境づくりなどに一層取り組んでいくことが求められています。



(2) 観光立国の推進と世界の文化交流の拠点の形成

近年、わが国では訪日外国人旅行者数が著しく増加しており、平成30年には過去最高となる3,000万人を突破しています。観光の振興は旅行業をはじめ、宿泊業や飲食業を含めた幅広い産業に、経済面の波及効果と雇用の創出などを生み出し、地域の活性化に大きく寄与します。そのため、国は、観光を地方創生の切り札、成長戦略の柱と位置付け、ビザの発給要件の緩和や外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充などの取り組みを展開しています。

区においても、外国人を含む観光客数は、平成28年には5,000万人を超え、過去最高を記録しています。平成32年(2020年)には、世界最大のスポーツ・文化の祭典である、オリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることから、上野や浅草など日本を代表する観光地を擁している台東区を訪れる観光客は、今後も増加していくことが予想されます。そのため、世界中から訪れる多様な人々が快適に観光を楽しめる受入環境を一層充実していくことが求められています。

また、国は、東京2020大会を契機に、日本の文化財や伝統などの価値を世界へ発信するとしており、平成27年5月には「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を閣議決定しています。その中で、国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示し、日本各地の文化力の強みを活かした文化プログラムの全国展開を図り、社会を挙げて文化芸術

振興に取り組むこととしています。さらに、平成27年7月には上野「文化の杜」新構想において、文化・教育施設が集積している上野を、世界の文化交流の拠点として整備・活用していく方針を示しています。

区では、この機を捉え、世界文化遺産である国立西洋美術館をはじめとする、多彩な文化資源の魅力を国内外に発信する「文化発信プログラム」などに取り組んでいます。今後もこうした文化を取り巻く様々な動向を踏まえ、台東区の文化を更に発展させていくための取り組みが求められています。

国は、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指す「スポーツ基本法」の理念の実現に向けて、平成27年10月にスポーツ庁を設置し、スポーツに関連する施策を総合的に推進していく体制を充実しています。

区では、学校跡地や小中学校を活用したスポーツができる場の整備や、子供から高齢者、障害者など、誰もがスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいます。東京2020大会を控えて、スポーツ振興に対する機運は高まっており、今後もこうした取り組みを一層充実していくことが求められています。

(3) 技術革新と産業の持続的発展

わが国は世界に類を見ないほど急速に少子高齢化が進行しており、人口減少による産業活力の低下や消費市場の縮小など、地域の経済状況にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。また、社会経済動向の変化に伴う急激な為替変動に加え、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の発効など国際貿易環境についても様々な変化が生じています。さらに、世界中でICT機器の爆発的な普及などが進む中、社会のあらゆる場面でデジタル革命が進んでいます。

このような状況において、国は、平成30年6月に「未来投資戦略2018」を閣議決定し、中小企業者などの生産性革命の更なる強化などを挙げ、人工知能（AI）、ロボット、IoTなどを活用した第4次産業革命により、現場のデジタル化と生産性向上を徹底的に進め、日本ならではの持続可能な経済社会システムである「Society5.0」を実現することを掲げています。また、労働生産性の向上に向けて、平成30年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を定め、長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の実現など、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方改革を推進しています。さらに、労働力の確保を図るため、平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」を定め、今後、新たな外国人材の受け入れを拡大していくこととしています。

一方で、台東区内の事業所数・従業者数が減少傾向となっているなど、中小企業

を取り巻く環境は厳しさを増しています。区ではこれまで、地域産業の活性化に向けて、技術開発や販路開拓、経営基盤の強化などをはじめとする既存産業の支援や、創業・起業支援などの取り組みのほか、生産性向上に向けて、働き方改革を進める企業の支援などを行ってきました。今後も、国内外の変化に的確に対応し、地域産業の持続的発展を図っていくことが求められています。

(4) 暮らしの安全安心の充実

各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災以降も、平成28年の熊本地震をはじめ、平成30年の大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、大規模な地震が頻発しています。今後発生が危惧されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されており、地震に備えた日頃からの取り組みが求められています。

加えて、近年は全国的に、台風や集中豪雨により、短時間での河川増水や堤防が決壊することで甚大な被害が発生する事例が増えており、地震だけでなく自然災害に対する総合的な対策が必要となっています。

区ではこれまで、防災訓練などを通じて、区民一人ひとりの防災意識や地域の防災力を高めるとともに、過去の災害を踏まえた「台東区地域防災計画」の修正や、職員による訓練の実施などにより、災害対策本部機能の向上に取り組んできました。今後も、「自助」・「共助」・「公助」の連携をより一層強化していくことが求められています。

また、台東区内には木造住宅密集地域が存在しており、引き続き不燃化・耐震化に向けた取り組みが必要となっています。さらに、台東区内には数多くの事業所があるだけでなく、上野や浅草など世界的な観光地を有していることから、区民だけでなく、多くの来街者への対策も求められています。

一方、自然災害だけでなく、感染症、食中毒をはじめとする健康危機への対策も求められています。区では、新型インフルエンザなどの発生に備え、対策マニュアルや業務継続計画を策定しています。今後も、健康危機発生時の被害を最小限に食い止めるための対策を進めていく必要があります。

また、住宅を活用して、外国人をはじめとする旅行者などに宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊サービスが急速に普及しました。感染症まん延防止などの公衆衛生を確保するほか、地域住民などとのトラブルを防止し、健全な民泊サービスの普及を図るため、国は平成30年6月に住宅宿泊事業法を施行しました。区では、住宅宿泊事業の適正な運営を推進するため、平成30年2月に、運営に関するルールを規定した「東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例」を定めています。今後も、宿泊

所の安全安心の確保及び区民の安全で快適な生活環境を維持する必要があります。

防犯面では、平成14年以降、全国的に刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、オレオレ詐欺や架空請求詐欺など特殊詐欺の認知件数は、平成22年以降増加しています。

台東区内でも、国の傾向と同様に、刑法犯認知件数は減少していますが、特殊詐欺認知件数は増加傾向にあり、被害を防止するための対策が求められています。また、平成29年10月に「東京都台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、客引きや勧誘行為を禁止するなど、安全安心な公共空間の創出に向けた取り組みを進めています。今後も、区民、事業者などと連携し、多様化かつ複雑化する犯罪に適切に対処し、犯罪の起きにくい安全安心なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

(5) 環境問題への取り組み

地球温暖化の進行に伴い、気候変動や、生物多様性の損失などが懸念されています。こうした地球規模の環境の危機を背景に、平成27年9月に開催された国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

また、平成27年11月に行われた気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、産業革命前からの世界平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるなどの内容を含めた国際的なルールである「パリ協定」のほか、平成30年12月には、気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）において、「パリ協定」の運用ルールが採択されるなど、世界が脱炭素社会に向かって大きく舵を切っています。

これを踏まえ、国は、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、平成42年度（2030年度）の中期目標として、温室効果ガスの排出量を平成25年度比で26%削減するとともに、長期的目標として、平成62年度（2050年度）の排出量を同年度比で80%削減することとしています。

また、平成30年4月には「第五次環境基本計画」を閣議決定し、SDGsの考え方も活用しながら、企業、自治体、市民などの多様な主体とのパートナーシップを強化し、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取り組みを進めることとしています。

区においても、低炭素社会、循環型社会の実現に向けて、家庭や事業所に対する省エネルギーに関する普及啓発や、再生可能エネルギーの導入を支援するほか、ごみの減量や資源循環の促進に関する取り組みを進めるとともに、自然との共生の推進に向けて、花やみどりの創出・保全などを図ってきました。

今後も、今ある環境資源を活かしながら、低炭素で環境に負荷をかけない持続可能な社会を構築していくため、これまでの取り組みをより一層推進していくとともに、区民、事業者それぞれが、環境への理解と関心を深め、主体的かつ自主的な環境行動に取り組んでいくことが求められています。

(6) 多様な主体と連携・協働した地域づくり

わが国においては、核家族化や個人の価値観の多様化などを背景に、住民同士のつながりの希薄化が進む中、地域コミュニティの弱体化、地域の課題解決を担う人材の不足などの問題が顕在化しています。また、多様化・複雑化する地域の課題に、行政だけで対応していくことは困難となっており、その解決を図るための大きな原動力として、地域住民、NPO、企業などの多様な主体が参画した、協働による地域づくりを一層推進していくことが求められています。さらに、協働による地域づくりの基盤として、年齢、性別、国籍、障害の有無、被差別部落の出身、性自認、性的指向などにかかわらず、誰もが互いに尊重され、多様な人々が様々な場面で活躍できる地域社会を形成することも重要です。

台東区には、支え合いを基調とする地域性が現在もあり、町会活動をはじめ、日々の暮らしの中での支え合いが実践されています。近年では、高齢化による地域活動の担い手の減少や、ライフスタイルの多様化などにより、協働の土壌は弱まってきています。そのため、新たに区に関わる人々や団体との協働を進め、地域の支え合いを強化していくことが必要となっています。

また、台東区における外国人人口は平成30年4月1日現在で、14,690人と総人口の7.5%を占めており、人数・比率ともに、近年では増加傾向となっています。高齢化が進行し、地域の担い手不足が課題となっている台東区においては、外国人は地域社会の担い手となりうる重要な一員であり、共に協力し、生活できる仕組みづくりを一層進めていくことが必要となっています。

区では、地域活動・社会貢献活動に取り組む団体や企業、区民などの活動を支援しているほか、地域活動団体から区と協働で取り組む事業を募集するなど、多様な主体と連携した地域づくりを推進しています。今後も、様々な地域の課題に的確に対応できるよう、区と地域住民、NPO、企業など、多様な主体と連携して、協働を更に推進していくことが求められています。

(7) 地方分権改革の進展への対応と地方創生の推進

平成12年の地方分権一括法の施行により、国と地方は対等・協力の関係となり、

地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うこととされました。これ以降、国の法令による義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大、基礎的自治体への権限移譲などが進められているほか、平成26年からは、地方分権改革推進委員会勧告に替わる新たな手法として、地方公共団体の発意に基づき改革を推進する「提案募集方式」が導入されるなど、地方分権改革が推進されています。

特別区と東京都との関係については、平成12年の都区制度改革により、特別区は基礎的な地方公共団体として位置付けられ、清掃事業をはじめとした区民生活に身近な事業が移管されるなど、特別区の権限と責任が拡大されました。その後も、事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討するため「都区のあり方検討委員会」が設置され、東京都との協議が行われてきました。しかしながら、東京都・特別区双方の主張に隔たりが大きく、現在は、実質的な協議が行われていないことから、特別区では事務配分の具体化などについて検討の再開を東京都に申し入れています。

経済のグローバル化の更なる進行や深刻化する環境問題の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中、区政に対するニーズは今後も多様化・増加していくことが見込まれています。そうしたニーズに的確に対応していくためには、地方分権改革のもと、地域の自主性・自立性を高め、財源の確保、政策立案能力の向上による自治能力の強化を一層図っていくことが必要となっています。

また、国は、人口減少や少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持していくことを目的として、平成26年11月に地方創生の理念などを定めた「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

区においても、人口に関する課題についての認識を区民と共有するとともに、的確な対応策を講じて、将来にわたり活力ある地域社会を維持・発展させていくために、平成28年3月に「台東区人口ビジョン・総合戦略」策定しました。

区では、本戦略に基づき、姉妹・友好都市をはじめ、全国各地の自治体の特産品や文化・観光情報を発信する「ふるさと交流ショップ台東」を開設したほか、「特別区全国連携プロジェクト」の一環として、北海道十勝地域との交流を進めています。

台東区は、現時点で人口減少といった状況は生じていませんが、国全体の人口動向によっては、人口減少、少子高齢化の急速な進行といった課題に直面する可能性があります。そのため、国全体の活力維持に向けては、台東区もまた、全国の自治体の一つとして、地方とともに成長・発展しながら、地方創生に取り組んでいくことが求められています。

(8) 効果的・効率的な行財政運営

国においては、平成30年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2018」を閣議決定し、「人づくり革命」や「生産性革命」、「働き方改革」を推進しています。また、次世代に持続可能な地方行財政制度を引き渡していくことが重要であるとし、今後の社会保障関係費の増加や、福祉・教育・人づくりなどに係る新たなサービス需要の増加、地域間の税源偏在といった課題に対処し、地方自治体がより自立的に、自由度の高い行財政運営ができるよう取り組んでいくとしています。さらに、行政コストの効率化に向けては、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進するとしています。

区においては、待機児童対策を始めとする子育て支援や、高齢者・障害者へのサービス、低所得者への支援、区有施設の長寿命化への対応など、様々な行政需要が増加しています。

一方、地方法人課税の一部国税化をはじめとする不合理な税制改正などによる減収が発生しており、今後の財政運営への影響を懸念しています。そこで、一層の歳入確保や事務事業の検証、管理的経費の見直し、中長期的な視点での区有施設の再編の検討などを進めるほか、産業、観光、災害対策などの分野で他自治体と連携するなど、健全かつ効果的・効率的な行財政運営に向けた取り組みを推進しています。

区民に最も身近な基礎的自治体である区の責務は、将来にわたり区民の安全安心な生活を守り支えていくことであり、様々な行政課題に的確に対応していくためには、時代の変化や区民ニーズに即した施策を展開し、人材や財源などの限りある資源をより一層、効果的・効率的に活用していくことが必要となっています。

(9) SDGsの理念を踏まえた区政の推進

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、わが国など先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標 (SDGs)」が位置付けられました。

SDGsでは、持続可能な世界を実現するために、あらゆる場所の貧困をなくすことや、全ての人々への包括的かつ公平な質の高い教育の提供のほか、持続可能な生産消費形態の確保など17の目標と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、その実現に向けて積極的に取り組むこととしており、平成28年5月に内閣にSDGs推進本部を立ち上げ、同年12月に「SDGs実施指針」を決定しました。この指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとし、その達成に向けた

取り組みの柱として、特に注力すべき8つの優先課題を掲げ、140の施策を指標とともに設定しています。

また、8つの優先課題である「あらゆる人々の活躍の推進」、「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」、「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」、「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」、「平和と安全・安心社会の実現」、「SDGs実施推進の体制と手段」に取り組むにあたっては、国や地方自治体、NPOなど広範なステークホルダーとの連携を推進していくとしています。

地方自治体については、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたっては、SDGsの要素を最大限に反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策なども通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化など、SDGs達成に向けた取り組みを促進するとしています。

そのため、区も世界の都市の一つとして、世界共通の目標であるSDGsを踏まえつつ、子育て、教育、産業、まちづくりなどの各施策に取り組んでいくことが求められています。



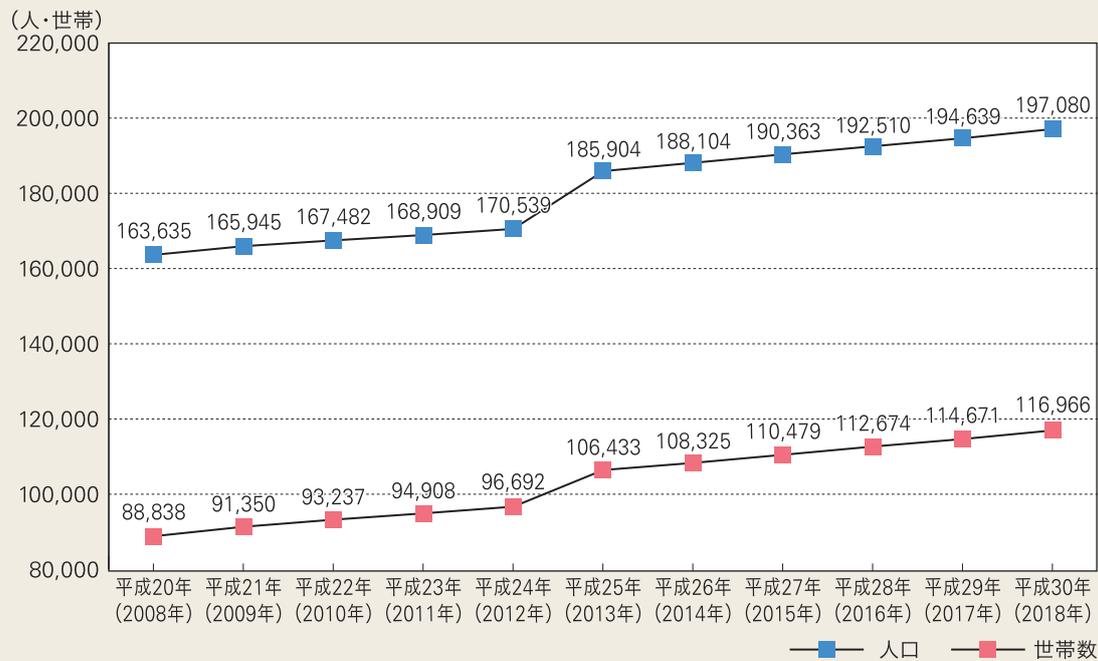


3 人口

(1) 総人口の推移

台東区の総人口は、平成27年に19万人を超え、近年、増加を続けています。

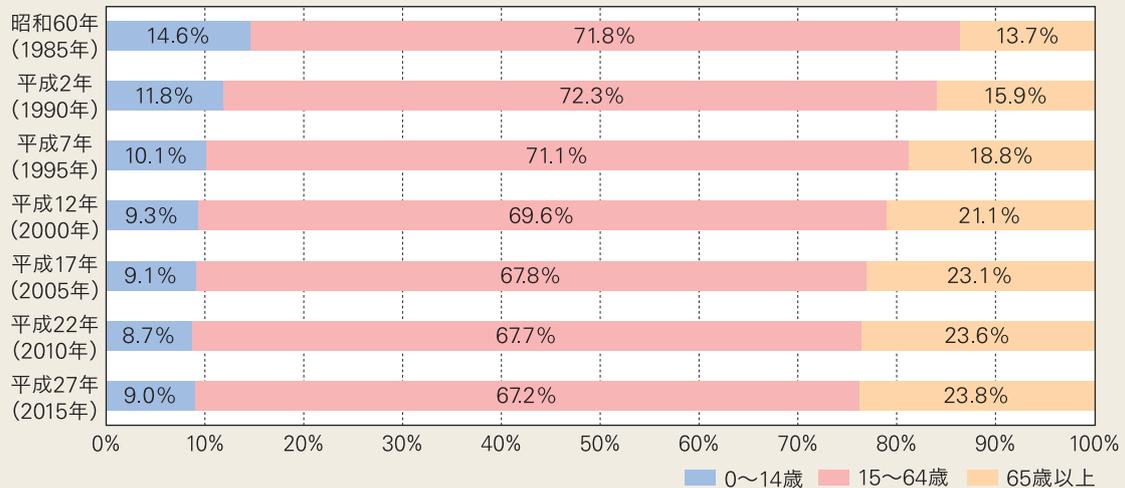
台東区の人口及び世帯数の推移



〈出典〉台東区「住民基本台帳」(各年とも4月1日現在)
*平成25年より、外国人を含みます

(2) 年齢階層別人口の動向

台東区の総人口に占める年少人口（0～14歳）の比率は、平成12年以降、概ね一定の数値で推移しています。また、老年人口（65歳以上）比率の上昇は、平成17年以降、緩やかになっています。



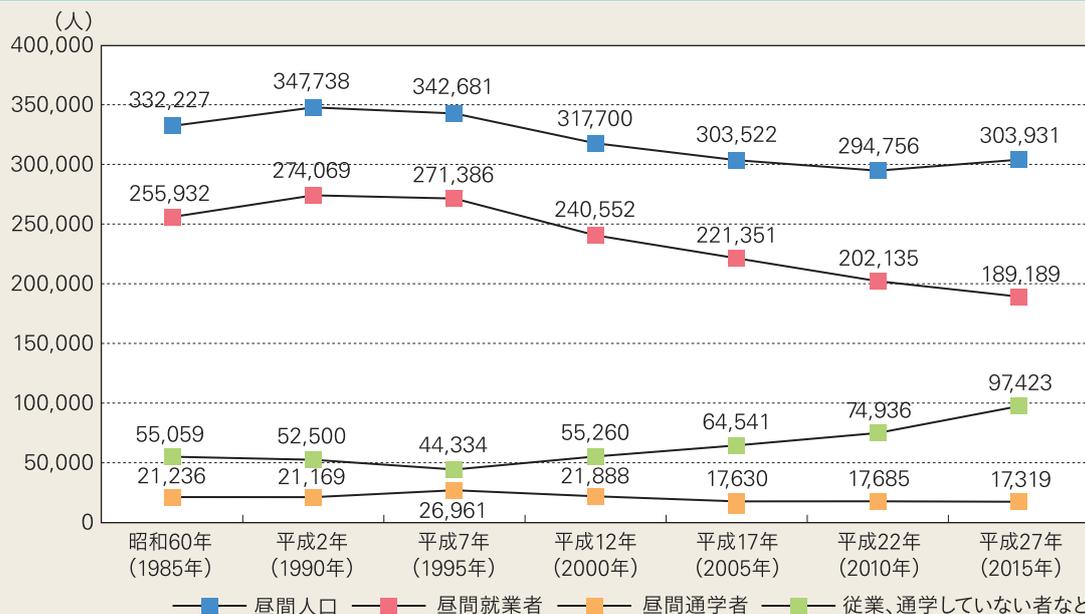
〈出典〉総務省「国勢調査」

※各区分の数値は四捨五入しているため、内訳の合計と総数は一致しない場合があります。

(3) 昼間人口の推移

台東区の昼間人口は、平成2年をピークに減少を続けていましたが、平成27年は増加しています。一方、昼間就業者は平成2年をピークに減少を続けています。

昼間人口の推移



〈出典〉総務省「国勢調査」

(4) 台東区の将来人口推計

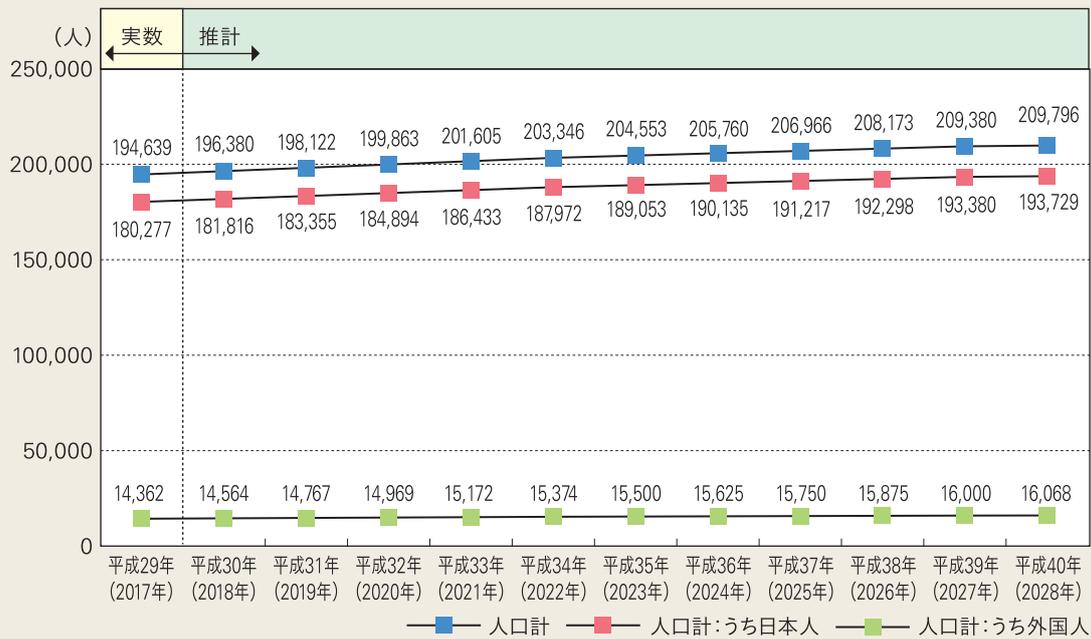
平成29年4月1日現在の住民基本台帳を基礎資料として、過去10年間の人口動向を基本に、日本人人口については、わが国の人口推計を公表している国立社会保障・人口問題研究所において採用しているコーホート要因法を用いて推計しました。

また、外国人人口については、母集団（人口数）が少ないこと、国籍が多様であり生残率・出生率の設定が難しいことから、コーホート変化率法を用いて推計しました。

区の推計では、今後10年間においては、日本人・外国人ともに増加を続け、平成33年（2021年）には20万人を超え、平成40年（2028年）には20万9,000人を超えることが想定されます。

また、その内訳として、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は増加傾向に、老年人口（65歳以上）は緩やかに減少していく見込みです。人口に占める比率としては、年少人口及び生産年齢人口の比率は増加傾向に、老年人口の比率は低下傾向という推計結果になっています。

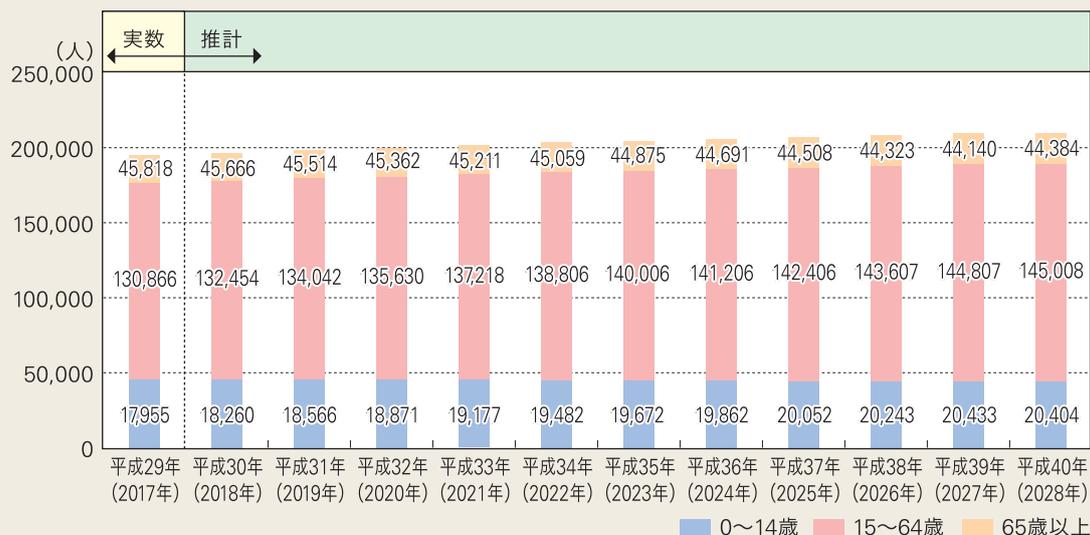
総人口の推移



〈出典〉台東区「台東区の将来人口推計」(各年4月1日時点の推計値)

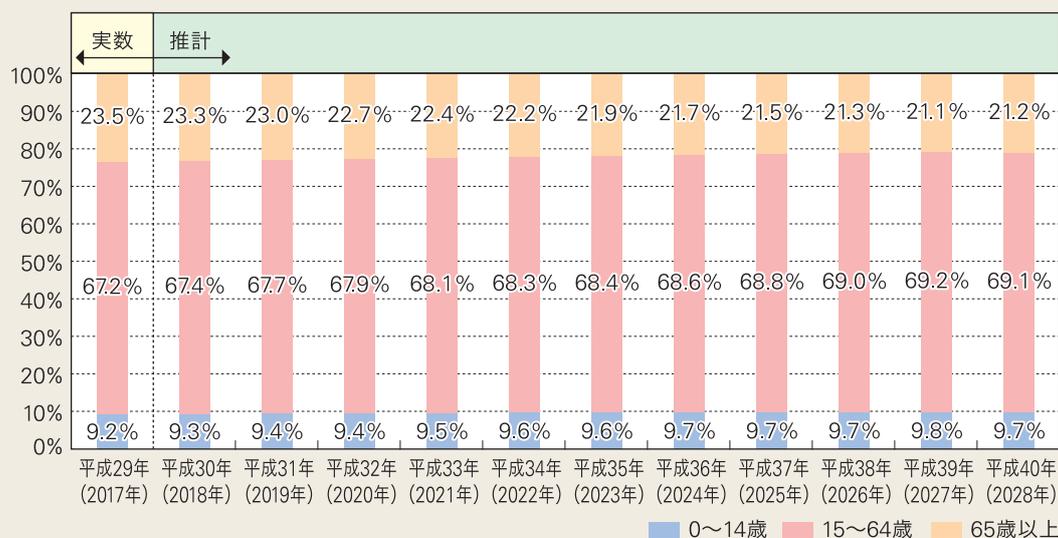
※各区分の数値は四捨五入しているため、内訳の合計と総数は一致しない場合があります。

年齢階層別人口の推移



〈出典〉台東区「台東区の将来人口推計」(各年4月1日時点の推計値)

年齢階層別人口比率の推移



〈出典〉台東区「台東区の将来人口推計」(各年4月1日時点の推計値)

※各区分の数値は四捨五入しているため、内訳の合計と総数は一致しない場合があります。



4

財政収支推計

(1) 前提条件

推計の期間は、長期総合計画の計画期間である平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までとしました。平成31年度（2019年度）一般会計予算を基礎とし、過去の実績と把握できる限りの今後の動向などから推計を行いました。

また、平成29年度「台東区の将来人口推計」を反映させるとともに、経済の動向は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（平成31年1月30日）」におけるベースラインケース^{*}を参考にしました。

そのほか、現行の行財政制度、国庫補助金・都補助金制度を前提とし、消費税の税率は平成31年（2019年）10月に10%へ引き上げられるものとしています。

※ ベースラインケース

経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿を試算したものです。

(2) 財政収支推計の考え方

ア 歳入

(ア) 一般財源

① 特別区税

現時点で明らかになっている特別区民税や特別区たばこ税などにおける税制改正の影響を踏まえるとともに、「台東区の将来人口推計」や内閣府の試算を参考に推計しました。

② 特別区交付金

現行の都区財政調整制度を前提とし、事業実績に伴う算定や、消費税率の10%への引き上げに伴う偏在是正措置などの影響額を見込むとともに、内閣府の試算を参考に推計しました。

③ その他

地方消費税交付金については、消費税率の10%への引き上げの影響とともに、内閣府の試算を参考に推計しました。その他の一般財源についても、内閣府の試算を参考に推計しています。

(イ) 特定財源

① 国都支出金

現行制度を前提とし、歳出経費の見込みに連動させて推計しました。

②特別区債

「台東区公共施設保全計画」において計画されている大規模改修事業やその他の大規模な建設事業のうち、特別区債を発行することが可能な事業について推計しました。

③基金繰入金

全体の収支を均衡させるため、基金からの繰入金を見込みました。

④その他

これまでの実績などにより推計しました。

イ 歳出

(ア) 義務的経費

①人件費

職員給与費などは、「台東区の将来人口推計」における人口の変化や職員構成の変化を勘案して推計しました。また、内閣府の試算を給与水準に反映させています。

②扶助費

これまでの実績の推移とともに、「台東区の将来人口推計」を踏まえて推計しました。

③公債費

既に発行している特別区債の元利償還金に、今後発行を見込んでいる特別区債の元利償還金を加え推計しました。

(イ) 投資的経費

「台東区公共施設保全計画」において計画されている大規模改修事業やその他の大規模な建設事業について推計しました。また、消費税率の10%への引き上げや、内閣府の試算を参考に物価の変動を反映させています。

(ウ) その他の経費

物件費、補助費等、繰出金など、その他の経費については、これまでの実績とともに、「台東区の将来人口推計」を踏まえて推計しました。また、消費税率の10%への引き上げや、内閣府の試算を参考に物価の変動を反映させています。

ウ 積立基金と特別区債の残高

(ア) 積立基金の残高

各年度における一般会計への繰入金による残高の減少を反映させています。またこれに加え、予算執行の結果として生じる歳計剰余金を基金に積み立てることとして、残高を推計しました。

(イ) 特別区債の残高

既に発行した特別区債の償還に伴う残高の減少に加え、新たな特別区債の発行及びその償還による残高の変動を推計しました。

(3) 財政計画表

平成31年度(2019年度)から平成40年度(2028年度)の10年間の歳入・歳出総額は1兆621億円、平成40年度(2028年度)末の積立基金の残高は216億円、特別区債の残高は227億円となりました。

財政計画表

(単位：億円)

歳 入							
区分		平成31年度～平成35年度 (2019年度～2023年度)		平成36年度～平成40年度 (2024年度～2028年度)		合計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般財源	特別区税	1,160	21.6%	1,214	23.1%	2,374	22.3%
	特別区交付金	1,377	25.7%	1,390	26.4%	2,767	26.1%
	その他	356	6.7%	408	7.8%	764	7.2%
	計	2,893	54.0%	3,012	57.3%	5,905	55.6%
特定財源	国都支出金	1,475	27.5%	1,403	26.7%	2,878	27.1%
	特別区債	216	4.0%	96	1.8%	312	2.9%
	基金繰入金	316	5.9%	275	5.2%	591	5.6%
	その他	462	8.6%	473	9.0%	935	8.8%
	計	2,469	46.0%	2,247	42.7%	4,716	44.4%
歳入総額		5,362	100.0%	5,259	100.0%	10,621	100.0%

(単位：億円)

歳 出							
区分		平成31年度～平成35年度 (2019年度～2023年度)		平成36年度～平成40年度 (2024年度～2028年度)		合計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
義務的経費	人件費	944	17.6%	1,026	19.5%	1,970	18.5%
	扶助費	1,869	34.9%	1,854	35.3%	3,723	35.1%
	公債費	70	1.3%	169	3.2%	239	2.3%
	計	2,883	53.8%	3,049	58.0%	5,932	55.9%
投資的経費		632	11.8%	337	6.4%	969	9.1%
その他の経費		1,847	34.4%	1,873	35.6%	3,720	35.0%
歳出総額		5,362	100.0%	5,259	100.0%	10,621	100.0%

積立基金と特別区債の残高

(単位：億円)

	平成30年度末残高	平成35年度末残高 (2023年度末残高)	平成40年度末残高 (2028年度末残高)
積立基金の残高	474	326	216
特別区債の残高	156	296	227

※ 積立基金には、介護給付費準備基金を含みません。



5

計画の性格

この計画は、基本構想に基づく区政運営の長期的指針であるとともに、区が抱える長期的な課題を明らかにし、区民と区がともに、基本構想に掲げる将来像である「世界に輝く ひとまち たいとう」を実現していくための、施策の方向と目標及びその手段を示したものです。

また、計画期間内に策定される行政計画その他の個別計画の各事業などの基本となるものであり、同時に、台東区内において国・東京都・民間などが進める諸事業などについて、調整・誘導する際の基本的指針としての性格を持つものです。

6

計画の期間

この計画は、平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までの10か年を計画期間とします。

なお、計画の弾力的運営を図るため、社会経済状況の著しい変化があった場合や行財政制度の大幅な変更があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

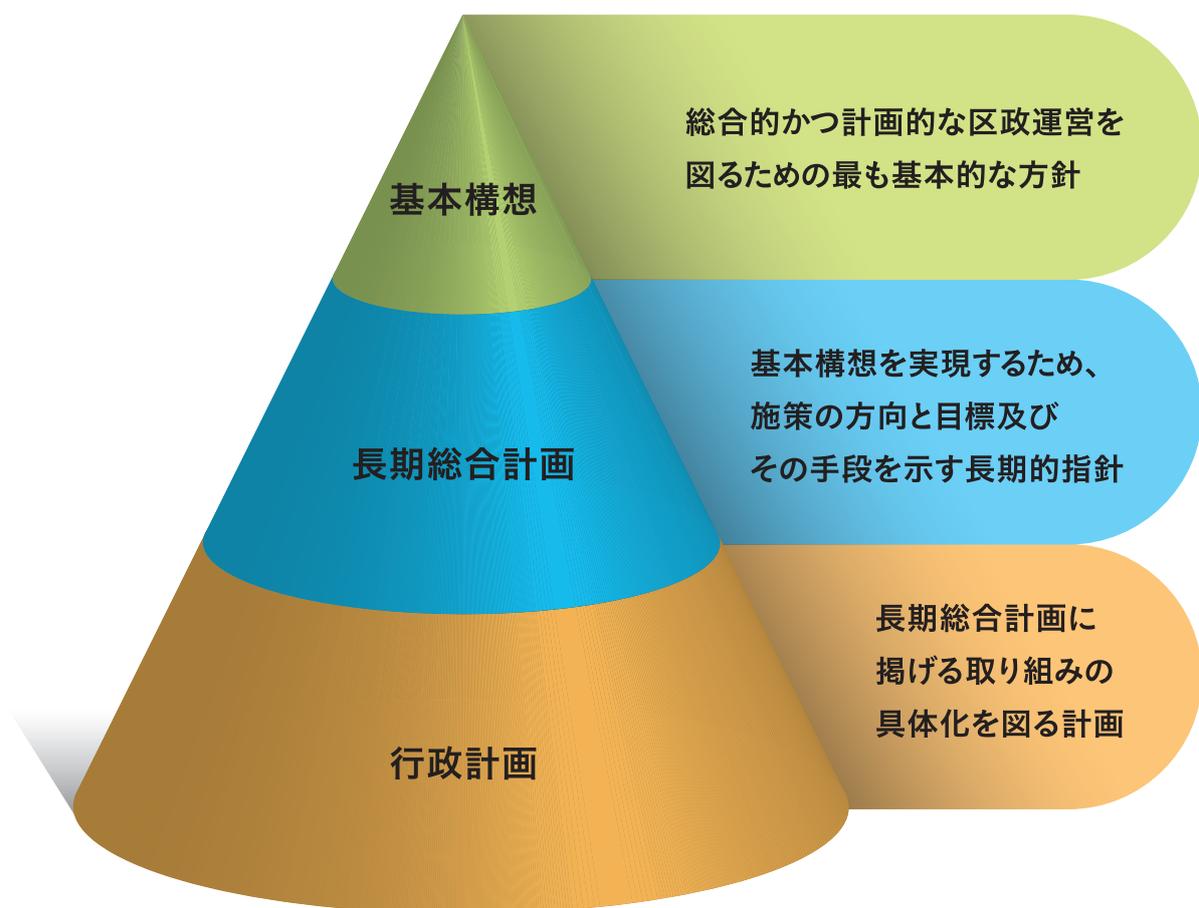


7 計画の構成

区として取り組むべき施策を、基本構想における基本目標に沿って11の分野に分け、各分野の施策ごとに、現状、課題、10年後の目指す姿、主な取り組み、及び施策の指標を示しています。また、区政運営の基盤となる考え方として「多様な主体と連携した区政運営の推進」についても施策を示しています。

長期総合計画においては、社会経済状況の変化に柔軟に対応できるよう、各施策における取り組み内容を広く包括的に捉えて、主な取り組みとして記載しています。

また、長期総合計画の計画期間中に行う、個別具体的な事業については、長期総合計画の実行計画である行政計画において、3年間に行う計画事業の事業量を数値化し、取り組んでいきます。





8

計画の推進にあたって

概ね20年後の区の将来像を描いた基本構想の実現に向けて、今後10年間、長期総合計画に掲げられた施策を着実に推進することが必要です。そこで、次のような考えのもと、計画を推進していきます。

- 長期総合計画のもと、実行計画である行政計画と各分野の個別計画の連携を図りながら、基本構想の実現に向けて取り組んでいきます。区が実施する行政評価や「台東区民の意識調査」など、各種調査の結果を踏まえながら、限られた人的資源や財源を、効果的かつ効率的に配分して、計画の適正な進行管理に努めます。
- 多様化、複雑化する地域課題に対して、区民などと力を合わせながら、的確に対応していく必要があります。区政に対する情報について、区民などに積極的に提供し、共有を図り、より良い台東区の実現に向けて、区民、地域、事業者など多様な主体と連携・協働を図りながら、計画に掲げるすべての施策を進めます。
- 将来像、基本目標の下に体系づけられたそれぞれの施策については、他の施策の取り組みと相乗的に効果を生み出すことができるよう、基本目標を越えた横断的な視点を持って、他分野の施策との連携を十分図りながら、取り組みを進めます。